

広島県都市計画審議会の運営に関する 関係法規集

広島県都市計画審議会
(平成 26 年 2 月 4 日)

目 次

I	都市計画法（昭和 43 年 6 月 15 日法律第 100 号）	1 -
II	都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令	2 -
III	広島県都市計画審議会条例	4 -
IV	広島県都市計画審議会運営規程（現行）	7 -
V	広島県都市計画審議会運営規程第 9 条第 2 項の規定により常務委員会が処理する事項を定める件（廃止）	11 -

I 都市計画法

(昭和43年6月15日法律第100号)

(中略)

(都道府県都市計画審議会)

第77条 この法律によりその権限に属させられた事項を調査審議させ、及び都道府県知事の諮問に応じ都市計画に関する事項を調査審議させるため、都道府県に、都道府県都市計画審議会を置く。

- 2 都道府県都市計画審議会は、都市計画に関する事項について、関係行政機関に建議することができる。
- 3 都道府県都市計画審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従い、都道府県の条例で定める。

Ⅱ 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令

(昭和44年2月6日政令第11号)

内閣は、都市計画法（昭和44年2月6日法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、この政令を制定する。

(趣旨)

第1条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会（以下「審議会」と総称する。）の組織及び運営の基準に関しては、この政令の定めるところによる。

(都道府県都市計画審議会の組織)

第2条 都道府県都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者、市町村長を代表する者、都道府県の議会の議員及び市町村の議会の議長を代表する者につき、都道府県知事が任命するものとする。

2 都道府県知事は、前項に規定する者のほか、関係行政機関の職員のうちから、都道府県都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前二項の規定により任命する委員の数は、11人以上35人以内とするものとする。

4 都道府県都市計画審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができるものとする。

5 都道府県都市計画審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができるものとする。

6 臨時委員及び専門委員は、都道府県知事が任命するものとする。

(市町村都市計画審議会の組織)

第3条 市町村都市計画審議会を組織する委員は、学識経験のある者及び市町村の議会の議員につき、市町村長が任命するものとする。

2 市町村長は、前項に規定する者のほか、関係行政機関若しくは都道府県の職員又は当該市町村の住民のうちから、市町村都市計画審議会を組織する委員を任命することができる。

3 前2項の規定により任命する委員の数は、5人以上35人以内（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19条第1項の指定都市にあつては、9人以上35人以内）とするものとする。

4 前条第4項から第6項までの規定は、市町村都市計画審議会について準用する。この場合において、同条第六項中「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と読み替えるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置くものとし、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によってこれを定めるものとする。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができないものとする。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによるものとする。

(常務委員会)

第6条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため常務委員会を置くことができるものとする。

附則抄

- 1 この政令は、都市計画法の施行の日から施行する。
- 2 都市計画審議会令（大正8年勅令第483号）は、廃止する。

附則（平成11年11月10日政令第352号）抄

(施行期日)

第1条 この政令は、平成12年4月1日から施行する。

Ⅲ 広島県都市計画審議会条例

(昭和44年6月30日条例第44号)

(趣旨)

第1条 この条例は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第77条第3項の規定に基づき、広島県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審議会は、次に掲げる者につき、知事が任命する委員をもって組織する。

- | | |
|------------------|------|
| 一 学識経験のある者 | 8人以内 |
| 二 関係行政機関の職員 | 8人以内 |
| 三 市町長を代表する者 | 3人以内 |
| 四 県議会の議員 | 8人以内 |
| 五 市町の議会の議長を代表する者 | 3人以内 |

2 学識経験のある者のうちから任命される委員の任期は、4年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(臨時委員及び専門委員)

第3条 審議会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

3 臨時委員及び専門委員は、知事が任命する。

4 臨時委員は当該特別の事項に関する調査審議が終了したとき、専門委員は当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、学識経験のある者につき任命された委員のうちから委員の選挙によつてこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(議事)

第5条 審議会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

2 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(常務委員会)

第6条 審議会は、その権限に属する事項で軽易なものを処理するため、常務委員会を置くことができる。

2 常務委員会は、会長の指名した委員10人以内をもって組織する。

(幹事)

第7条 審議会に、幹事若干人を置く。

2 幹事は、県職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について委員、臨時委員及び専門委員を補佐する。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、土木局において処理する。

(雑則)

第9条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年12月20日条例第64号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和55年3月28日条例第7号)

この条例は、昭和55年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年3月12日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年3月27日条例第15号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。(後略)

(広島県都市計画地方審議会条例の一部改正に伴う経過措置)

6 この条例の施行の際現に広島県都市計画地方審議会の委員である者は、施行日

に地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（平成11年法律第87号）第437条の規定による改正後の都市計画法（昭和44年法律第100号）第77条第1項の規定に基づき設置された広島県都市計画審議会の委員として任命されたものとみなす。この場合において、その任期は、第8条の規定による改正後の広島県都市計画審議会条例第2条第2項の規定にかかわらず、その者の広島県都市計画地方審議会の委員としての残任期間と同一の期間とする。

附 則（平成17年7月6日条例第37号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成18年3月27日条例第10号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第6号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月23日条例第20号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

IV 広島県都市計画審議会運営規程（現行）

（昭和44年10月11日）

（趣旨）

第1条 この規程は、広島県都市計画審議会条例（昭和44年広島県条例第44号。以下「条例」という。）第9条の規定に基づき、広島県都市計画審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

（会長の選挙）

第2条 条例第4条第1項の規定による会長の選挙は、単記無記名投票によって行う。ただし、出席した委員（条例第2条第1項各号に掲げる者につき任命された委員。以下同じ。）全員に異議がないときは、指名推薦の方法によって行うことができる。

（会議の招集）

第3条 会議は、会長が召集する。
2 会議の招集は、審議会の開会の日の、少なくとも7日前までに、委員及び議事に関係のある臨時委員に通知して行う。ただし、急施を要する場合は、この限りでない。

（代理出席）

第4条 次表左欄に掲げる委員又は臨時委員に支障があるときは、それぞれ同表右欄に定める者が代理して会議に出席し、調査審議に加わることができる。

委員及び臨時委員	代理者
1 関係行政機関の職員である委員	当該委員が委任する当該機関の職員
2 議事に関係のある臨時委員	当該臨時委員が行政機関又はこれに類する機関の職員につき任命された者である場合は、当該臨時委員が委任する当該機関の職員

（議長）

第5条 会長は、会議の議長となる。

（会議の非公開）

第6条 会議は、原則として公開しない。ただし、議長が特に必要があると認めるときは、会議に諮って公開することができる。

2 前項ただし書の規定により会議を公開する場合において、議長は、会議の運営

上必要があると認めるときは、会議に諮って傍聴人の数の制限その他の必要な措置を講ずることができる。

(意見の陳述)

- 第7条** 関係市町の職員、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条の規定により公聴会を開催した場合の公述人、同法第17条第2項の規定により意見書を提出した者、同法第21条の2の規定により都市計画の決定等の提案を行ったものその他の関係者等（以下「参考人」と総称する。）から審議会で意見を陳述したい旨の申出があった場合において、会長が議案を審議するうえで特に必要があると認めたときは、会議に諮って意見の陳述を許すことができる。
- 2 会長は、議案を審議するうえで特に必要があると認めるときは、会議に諮って、参考人に対し、審議会に出席して意見を陳述すべきことを依頼することができる。

(議事録)

- 第8条** 議長は、議事録を調整し、会議の次第を記録する。
- 2 前項の議事録には、議長が指名する委員2名が署名しなければならない。
- 3 議事録は、原則として公開する。ただし、次の各号に掲げる事項を除く。
- (1) 発言者氏名
- (2) 広島県情報公開条例（平成13年広島県条例第5号）第10条各号に掲げる情報に該当する事項

(常務委員会)

- 第9条** 条例第6条第1項の規定に基づき、審議会に常務委員会を置く。
- 2 常務委員会は、審議会が定める事項を処理する。ただし、会長が常務委員会で処理することが適当でないとき、この限りではない。
- 3 常務委員会で処理した事項については、常務委員長は、次の審議会に報告するものとする。

(常務委員長)

- 第10条** 常務委員会に常務委員長を置く。
- 2 常務委員長は、条例第6条第2項の規定により指名された委員（以下「常務委員」という。）の互選により定める。
- 3 常務委員長は、常務委員会の会務を総理する。
- 4 常務委員長に事故があるときは、常務委員長があらかじめ指名する常務委員がその職務を代理する。

(常務委員会の招集)

第11条 常務委員会は、会長が招集する。

2 第3条第2項の規定は、前項の招集について準用する。

(常務委員会の議長)

第12条 常務委員長は、常務委員会の会議の議長となる。

(常務委員会の運営)

第13条 委員は、常務委員会に出席して意見を述べることができる。

第14条 前4条に定めるもののほか、常務委員会の運営については、審議会の運営の例による。

(部会)

第15条 特別の事項及び専門の事項を調査するため、審議会の議決により、部会を置く。

2 部会に属すべき委員、臨時委員及び専門委員（以下「部会に属する委員等」という。）は、会長が指名する。

3 部会で調査した事項について、部会長は、審議会に報告する。

(部会長)

第16条 部会に部会長を置き、部会に属する委員等の互選によってこれを定める。

2 部会長は、部会の会務を総理する。

3 部会長に事故があるときは、部会に属する委員等のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(部会の招集)

第17条 部会は、会長が招集する。

2 第3条第2項の規定は、前項の招集について準用する。

3 部会は、部会に属する委員等の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

(部会の議長)

第18条 部会長は、部会の会議の議長となる。

(部会の非公開)

第19条 部会は、非公開とする。

(部会の運営)

第20条 前5条に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規程は、昭和44年10月11日から施行する。

① 附 則 (平成12年2月15日)

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

② 附 則 (平成13年10月17日)

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

③ 附 則 (平成16年3月24日)

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

④ 附 則 (平成18年2月10日)

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

V 広島県都市計画審議会運営規程第9条第2項の規定により常務委員会が処理する事項を定める件

(昭和44年11月14日議決)

(平成12年2月15日改正)

(平成13年10月17日改正)

(平成25年1月1日廃止)

常務委員会は、次に掲げる事項を処理するものとする。

- 1 県が定める都市計画の決定又は変更で、国土交通大臣の同意を要しないもの（市街化区域、市街化調整区域に関する都市計画を除く。）に関する事
- 1の2 県が定める都市計画の変更で、国土交通大臣の同意を要するもののうち、その内容が軽易なものに関する事
- 2 市町村が定める都市計画の決定又は変更で、都市計画法第19条第1項の規定により広島県都市計画審議会の議を経なければならないもののうち、次の各号に掲げる都市計画以外の都市計画に関する事
 - (1) 用途地域、防火地域又は準防火地域（名称の変更及び都市計画法施行規則第13条第2号に相当する軽易な変更を除く。）
 - (2) 土地区画整理事業（名称の変更を除く。）
- 3 次の各号に掲げるもの
 - (1) 建築基準法第22条第2項の規定による屋根の規制区域についての意見
 - (2) 建築基準法第51条ただし書（第87条第2項において準用する場合を含む。）の規定による卸売市場等の用に供する特殊建築物の位置に関する事
 - (3) 住宅地区改良法第4条第3項の規定による改良地区の指定の申出若しくは申出の進達に関する事

附則（平成12年2月15日）

この議決は、平成12年4月1日から施行する。

附則（平成13年10月17日）

この議決は、平成13年5月18日から施行する。

附則（平成24年11月22日）

この議決は、平成25年1月1日から施行する。